

Contents

1. 【SPAC】シンガポール証券取引所(SGX)による SPAC の上場フレームワークの導入
2. 【知的財産】著作権法改正案の施行について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のシンガポールプラクティス・グループでは、シンガポールの法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【SPAC】シンガポール証券取引所(SGX)による SPAC の上場フレームワークの導入

シンガポール証券取引所(「SGX」)は、2021年3月31日に、SGXのメインボードに特別買収目的会社(「SPAC」)¹を上場させるための新しい上場規則の導入についてパブリックコメントを募集し²、2021年9月2日には、一般から寄せられた意見に対するSGXの回答書を発表した(「本回答書」)³。本回答書は、パブリックコメント募集時に提案された上場規則の枠組みを概ね踏襲し、一般から寄せられた意見に返答する形で若干の調整を加えた上で、2021年9月3日から適用されるSPACの上場規則(「SPAC上場フレームワーク」)を公開した。本稿では、SPAC上場フレームワークの重要な点について簡単に説明する。

¹ SPACは、IPOを通じて、事業又は資産を取得するための資金を調達することのみを目的として設立される会社である。かかる事業又は資産の取得は、合併、株式の交換又はその他の類似の企業結合の方法(「企業結合」)の形態により行われるのが通常である。

² パブリックコメントにおいて公表されたコンサルテーションペーパーは下記リンク参照。

<https://api2.sgx.com/sites/default/files/2021-03/Consultation%20Paper%20on%20Proposed%20Listing%20Framework%20for%20Special%20Purpose%20Acquisition%20Companies.pdf>

³ 回答書は下記リンク参照。

<https://api2.sgx.com/sites/default/files/2021-09/Response%20Paper%20on%20Proposed%20Listing%20Framework%20for%20Special%20Purpose%20Acquisition%20Companies.pdf>

1. 関連基準

(1) 新規株式公開(「IPO」)基準

SPAC 上場フレームワークにおいて、SPAC は SGX のメインボードに上場申請を行うことが可能である。上場の主な承認基準は次のとおりである。

- (i) IPO 時に資本金が 150 百万シンガポールドル以上であること。
- (ii) IPO 時において、SPAC の発行済株式の 25% 以上が 300 名以上の一般株主により保有されていること。
- (iii) IPO で新規に募集される IPO 有価証券(「新規株式」)の発行価格は、1 株又は 1 単位当たり 5 シンガポールドル以上であること。
- (iv) SPAC のスポンサー及び経営陣が、IPO による調達後の SPAC の株式の時価総額に応じて、下記表記載の割合以上の新規株式を引き受けること。

IPOによる調達後の時価総額 (単位:百万シンガポールドル)	引受割合
150以上300未満	3.5%
300以上500未満	3.0%
500以上	2.5%

(2) SPAC の適格性評価

SGX のメインボード規則(Mainboard Rules⁴、「メインボード規則」)の Practice Note 6.4(「Practice Note 6.4」)には、SPAC の上場への適格性を評価する際に SGX が検討する事項の一覧が記載されている。これらの事項には以下のものがある。

- (i) スポンサーの実績と評判、及び経営陣の経験と専門知識
- (ii) SPACの事業目的と戦略
- (iii) 経営陣の報酬の種類と金額
- (iv) スポンサー、経営陣及びそれらの関係者が享受する報酬の割合
- (v) SPACの定款及びその他の設立文書の規定内容(シンガポールで設立された一般的な法人における株主保護及び清算時の株主の権利と同等の権利について規定されていることや、SPACがシンガポールの統合倒産法((Insolvency Restructuring and Dissolution Act of 2018、「IRDA」)に基づく清算手続の対象となるか、又はIRDAと同等の倒産に関する規定が適用されるかどうか等)

⁴ <http://rulebook.sgx.com/rulebook/mainboard-rules>

(vi) エスクロー口座に保管されていない資金の使途

(3) 企業結合完了までの期間

SPACは、上場日から24ヶ月以内に企業結合を完了しなければならない。24ヶ月の期間の終了前に企業結合に関する法的拘束力のある契約を締結した場合、企業結合を完了するためにさらに12ヶ月の期間の延長が認められる。このような場合を除き、企業結合の完了期限の延長を希望するSPACは、株主総会において75%以上の承認を得た上で、SGXに期間延長を申請する必要がある。当該株主総会決議においては、スポンサー、経営陣及びその共同出資者がSPACのIPO前又はIPO時に少額の対価又は無償で取得した株式による議決権を行使することはできない。

(4) IPOの調達資金のエスクロー比率

SPACは、IPOで調達した資金総額の少なくとも90%を、独立したエスクロー口座において保管しなければならない。当該エスクロー口座は、シンガポール通貨庁(Monetary Authority of Singapore)から免許及び承認を受けた金融機関に開設される必要がある。エスクローに預託された金額は、企業結合、SPACの清算時又はPractice Note 6.4で規定されているその他の許可された場合を除き、引き出すことができない。

(5) エスクロー口座に保管する金額と買収対象事業・資産の公正市場価値

企業結合により買収する事業又は資産の価値は、企業結合に関する拘束力のある契約を締結する時点において、繰延引受手数料に相当する金額及びエスクロー資金から得た所得に対して支払われるべき税金を控除したエスクロー口座の残高の80%以上の公正市場価値を有していなければならない。

(6) 企業結合に必要な承認

企業結合は、(i)独立取締役の過半数及び(ii)株主総会における普通決議により、それぞれ承認されなければならない。(ii)の株主総会決議においては、スポンサー、経営陣及びその共同出資者は、SPACのIPO前又はIPO時に少額の対価又は無償で取得した株式の議決権を行使することはできない。

2. 株式希釈化リスクの軽減

SPACは、IPOに関連してSPACが発行したワラント又はその他の転換証券の転換に関して、IPO後に発行される株式資本について、希釈化の上限として50%以下の割合を定めなければならない。

3. その他の投資家保護のための措置

(1) 重大な変更事由

SPACが企業結合を完了する前に、SPACの設立の成功及び/又は企業結合の完了にとって重大な影響を及ぼす可能性のあるスポンサー又は経営陣に関する重大な変更事由が生じた場合、SPACは、SGXに

SPACを引き続き上場させるために、株主総会において、独立株主の議決権の少なくとも75%の承認を得なければならない。当該決議において、スポンサー、経営陣、及びその関係者は独立株主とはみなされない。SGXは、SPACにおける変更が「重大な変更事由」に該当するかどうかを判断する裁量を有する。

(2) スポンサーの保有株式の上限

スポンサーの保有株式(すなわち、スポンサー、経営陣及びその関係者が、SPACのIPO前又はIPO時に、少額の対価又は無償で取得したSPACの持分の総額(名目上又は無償で取得した新株引受権又はその他の転換証券から生じる持分を含む))は、一般的に、IPOの直後におけるSPACの発行済株式の20%(完全希釈化後ベース)を上限として許容される。SGXは、SPACの全体的な持株関係を考慮して、スポンサーによる株式保有の適格性について判断する裁量を有する。

(3) 処分禁止期間

SPACの上場においても、メインボード規則227条から229条の処分禁止期間の規定を遵守する必要がある。具体的には、スポンサー、経営陣、支配株主及びそれらの関係者は、SPACの上場日からSPACの企業結合が完了するまでの間、SPACの株式の全部又は一部を譲渡又は処分してはならない。また、企業結合後においては、(a)スポンサー、経営陣、支配株主及びそれらの関係者、(b)企業結合後の存続会社の主要株主及びその関係者、並びに(c)企業結合後の存続会社の発行株式の5%以上を保有する当該存続会社の業務執行取締役は、企業結合の完了日から少なくとも6ヶ月間、存続会社における直接・間接保有の株式の全部又は一部を譲渡又は処分してはならない。

(4) 存続会社の上場要件への適合

存続会社は、メインボード規則第2章に基づく上場要件を満たさなければならない。

(5) 財務アドバイザーの任命

SPACは、自らの企業結合に関する助言を得るため、財務アドバイザーを任命しなければならない。

4. おわりに

過去のニュースレターでも動向をお知らせしてきたSPAC制度が遂に導入されたが、今後がどのように活用されていくかが注目される。

弁護士 <u>鈴木 洋介</u> 弁護士 <u>Henry Tan</u>
--

2. 【知的財産】著作権法改正案の施行について

1. 著作権法改正案による変更点

2021年7月6日に国会に提出された著作権法改正案(「改正案」)は、現行の著作権法(「現行法」)を廃止する形で2021年11月に施行される予定である。本稿では、改正案による重要な変更点について概要を述べる。

(1) 創作者及び実演家の権利

(i) 創作者・実演家の明示

現行法の下では、著作物の創作者(creator)や実演家(performer)は、作品が使用される際に創作者・実演家であることを明示される権利(「氏名表示権」)を有していない。

他方、改正案では、作品やパフォーマンスを公の場で見られるような形で使用する者は、誰でも、その作品の創作者や実演家を明示することが求められる。なお、氏名表示権利には一定の例外があり、雇用の過程で従業員によって作成されたコンピュータ・プログラムや著作物で、雇用者が最初の著作権の所有者である場合には適用されない。

氏名表示権については、改正案の制定前に制作された作品やパフォーマンスには適用されず、既に締結済の契約書等には影響を及ぼさない。

(ii) 明示の対象

共同創作者及び共同実演家がいる場合、創作者又は実演家が一般に知られておらず、使用者がその者を知らず、かつ、合理的に確認することができない場合を除き、創作者又は実演家の各々の名称を明示しなければならない。

(iii) 明示方法

創作者又は実演家の明示にあたっては、創作者又は実演家の望む方法で明示されなければならない(例えば実名やペンネーム等)、明示は明確かつ相応に目立つ形で行われる必要がある。著作物のコピー等を提供する場合には、各コピーに創作者又は実演家の氏名を明示するか、又はコピー作成者が創作者又は実演家の氏名を通知しなければならない。

(iv) 契約による修正

氏名表示権と著作権は別の権利であるため、著作物の著作権を有する者であっても、著作物が公衆に見られるような方法で使用される場合には、創作者又は実演家の氏名を表示しなければならない。したがって、氏名表示権に関する権利を変更したい場合、著作権とは別に交渉する必要がある。創作者若しくは実演家が書面による正式な権利放棄書に署名することにより権利を放棄した場合、又は創

作者若しくは実演家が書面等により氏名表示されないことに同意した場合には、氏名を表示する必要はない。

(2) 委託作品の創作者に対する著作権の付与

現行法では、委託を受けて写真、肖像、彫刻、音楽、録音、又は映画を制作した場合、当該著作物の原始的な著作権は委託者に帰属する。改正案の下では、これらの著作物について、契約で別段の合意がない限り、それらの作品の制作の委託を受けていたとしても、原則として創作者に著作権が帰属することになる。

改正案の施行後は、写真家又はビデオ撮影者がイベント又は撮影に関与している場合、著作権は原則的に写真家又はビデオ撮影者に帰属することとなる。委託者が著作権を所有することを希望する場合には、契約で著作権を譲渡する旨定める必要がある点に留意が必要である。

(3) 計算データ解析のための著作物の使用

(i) 計算データ解析のための複製

改正案では、次の条件が満たされている場合に限り、コンピュータによる計算データ解析⁵を目的とした著作物の複製が認められている。

- a) 当該複製物を作成する者が当該複製物を計算データ解析以外の目的に使用しないこと。
- b) 結果の検証又は共同研究以外の目的で計算データ分析の結果を提供しないこと。
- c) 利用者が著作物を合法的に利用できること(例えば、最初の複製物を取得する際に適正に著作物の使用対価を支払っていること)。
- d) 著作物の最初の複製物が権利を侵害するものでないこと、又は最初の複製物が権利を侵害するものであることを知らないこと。

(ii) 留意点

計算データ解析のための著作物の利用を認めた本例外規定は、契約により修正又は除外することができない。オンラインで公開した著作物については、有料での公開とするなどの方法により本例外による著作物の利用を一定程度制限することが可能である。もっとも、当該著作物が適切に購入された場合など上記(i)の条件を満たす場合には、複製を制限することができない点に留意されたい。

(4) 例外利用の制限

現行法では、特定の目的(例:コンピュータ・プログラムのバックアップ)のための著作物の利用は認められており、これらは契約によって排除又は制限することができないが、改正案では、これらの例外的な利用(「例

⁵ 計算データ分析の定義は、(a)コンピュータ・プログラムを使用して、作業又は記録から情報又はデータを識別し、抽出し、及び分析すること、並びに(b)ある種の情報又はデータの例として、作業又は記録を使用して、その種の情報又はデータに関連するコンピュータ・プログラムの機能を改善すること。

外利用」)を制限できる範囲が拡大された。上記(3)の計算データ解析や図書館や博物館の作品などがこれに当たる。

上記の一定の種類以外の使用については、著作権の所有者は、契約により、例外利用を除外又は制限することができる。契約により例外利用を制限する場合、当該契約は、①個別の合意であって、②制限内容が公正かつ妥当でなければならない。したがって、交渉不可能なテンプレートによる契約やワンクリックで締結されるような契約では、①の個別の合意という要件を充足しない。また、②の制限内容については、改正案記載の考慮要素(当事者の交渉上の立場の強さ、当該制限条項に同意するよう勧誘されたかどうか等)によって判断される。

なお、本規定は改正案の制定前に締結された契約を含め、改正案施行後に実施される全ての著作物の利用に適用されるため留意が必要である。

2. まとめ

上述のように、改正案には従来の著作権法上の権利に関する原則を大きく変える修正が含まれる。そのため、これらの変更を念頭においた上で、既存の著作権ポリシーの修正や契約書の見直しを進めていく必要がある。

弁護士 <u>山本 純代</u>
弁護士 <u>Jessalyn Tay</u>

-
- 本ニュースレターは、DOP 法律事務所と共同で作成しています。当事務所のシンガポールオフィス (Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)は、DOP 法律事務所と Formal Law Alliance による提携を行っております。Formal Law Alliance において、当事務所シンガポールオフィスと DOP 法律事務所は、各事務所がプラクティスできる資格を有する業務を行います。シンガポール法にかかる事項については DOP 法律事務所の弁護士がアドバイスを提供いたします。
 - ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記編集者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 長田 真理子(mariko.nagata@amt-law.com)
弁護士 レオン ライアン(leon.ryan@amt-law.com)
弁護士 デイビッド オン (davidong@dop.sg)
弁護士 アデリア オン (adaliaong@dop.sg)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。